

彦根市指定工作物指導要綱の主な改正点

令和 8 年 8 月改定分

1. (定義) 第 2 条第 1 項

(内容) 系統用蓄電池の追記および敷地面積の見直し

現要綱 P62	新要綱 P61
(1) 指定工作物 土地に定着して設置する太陽光発電設備で、敷地の面積が 1,000 平方メートル以上のものをいう。	(1) 指定工作物 土地に定着して設置する太陽光発電設備または系統用蓄電池(電力系統に接続し、電気事業の用に供する蓄電池設備をいう。)で、敷地の面積が 500 平方メートル以上のものをいう。